

穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 ドローンの導入により農作業の省略化及びスマート農業を促進することを目的に、農業用ドローンの運用に必要な講習受講費用等に対して穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者は、町内に住所又は事務所を有する認定農業者、認定新規就農者、法人又は農業団体の構成員であつて、販売目的に農業生産活動を行う者、かつ町税及びその他納付金を滞納していない者とする。

2 事業実施後、1年以内に農薬散布用ドローンを購入することが確実と見込まれるもの。ただし、既に農薬散布用ドローンを有している団体についてはこの限りではない。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、一般社団法人農林水産航空協会が主管する産業用マルチローターオペレーター技能認定の取得又はこれに準ずる農業用ドローンの運用に必要な資格の取得又は講習の受講に必要な経費とする。

(補助金の額等)

第4条 事業費に関しては、1受講あたり50千円以上の資格受講に掛かる費用とする。ただし補助金額は事業費の2分の1以内とし、限度額を100千円とする。

2 予算の範囲内において交付するものとし、補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てる。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請があつたときは、速やかにその内容について審査し、補助金の交付を決定したときは、交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 申請者は、補助事業が完了したときは、実績報告書（様式第3号）に必要書類を添えて速やかに町長に提出しなければならない。

(額の確定)

第8条 町長は、前条に規定する実績報告書を受けた後、当該実績報告書等の書類の審査及び検査等により、適切と認めたときは、額の確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金請求)

第9条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、請求書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

(補助金の返還)

第10条 町長は、申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。但し、申請者が死亡又は不慮の事故等により、営農の継続が困難と町長が認めたときは、この限りではない。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 事業完了後、3年以内に営農を中止又は町外に転出したとき。

(事業実施期間)

第11条 本事業の実施期間は令和7年度から令和9年度までの3ヵ年とする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

穴 水 町 長 様

（申請者）
住 所
氏名及び代表者名
連絡先

穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金交付申請書

年度において、穴水町ドローン操縦者育成支援事業を実施したいので、下記金額を交付されたく同補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 円

2 添付書類

【共通】

- ・事業計画書（別紙1）
- ・見積書又は金額の根拠がわかるもの
- ・資格の内容がわかるパンフレット
- ・その他町長が必要と認める書類

【共同利用】

- ・規約（会則）
- ・農家グループ構成員名簿及び事業実施同意書（別紙2）

※宣誓及び同意

私は、穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金の交付申請にあたり、次のとおり宣誓します。また、町が補助金交付の可否の判断するために、町担当者が私の町税納付状況を税務担当部署へ照会することに対し同意します。

- （1）本事業及び補助対象者としての要件を全て満たしていること。
- （2）申請書類及び証拠書類等の内容に虚偽や不正がないこと。
- （3）事業取組年度の前年度分までの町税等を滞納していないこと。
- （4）補助を受けた1年以内に農薬散布用ドローンを購入すること。

※購入後、領収書及びドローンの写真を提出すること。

氏 名（自署） _____

事業計画書

1 事業の目的と効果

--

2 営農状況

	田	畑	計
経営耕地面積	m ²	m ²	m ²

主な作付作物	
--------	--

3 事業の実施期間

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

様式第 1 号関係（別紙 2）

農業団体又は農業生産法人構成員名簿及び事業実施同意書

団体名

構成員（以下のとおり）

№	役職名	氏 名	住 所	同意書	
				自 署	押 印
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

※構成員のうち、認定農業又は新規就農者がいる場合は、№に○印をして下さい。

第 年 月 日

様

穴水町長

穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった、穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金については、同補助金交付要綱第6条の規定により審査したところ、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 事業内容 当該補助金交付申請書記載のとおり
- 2 交付決定額 金 円
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業完了後速やかに事業完了実績報告書にその補助事業に係る書類を添えて町長に報告しなければならない。
 - (2) 補助事業に係る領収書等の事実を証明する一切の書類及び帳簿等は、随時提出できるよう整備し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から3年間保存しなければならない。
 - (3) 補助事業者は、穴水町補助金交付規則及び穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
 - (4) 事業終了後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を消費税仕入控除税額等報告書（様式第6号）により速やかに町長に報告するものとし、町長に返還命令を受けて返還しなければならない。

年 月 日

穴 水 町 長 様

(申請者)
住 所
氏名及び代表者名
連絡先

穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金実績報告書

年 月 日付け、 発第 号により補助金交付決定のあった穴水町ドローン操縦者育成支援事業が完了したので、同補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 穴水町ドローン操縦者育成支援事業
- 2 補助金の交付決定額及び
精算額 精算額 金 円
(交付決定額 金 円)
- 3 補助事業実施期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 4 添付書類
・受講したことがわかる書類の写し
・その他町長が必要と認める書類
・請求書の写し又は、領収書の写し

第 年 月 日 号

様

穴水町長

穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金の額の確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった穴水町ドローン操縦者育成支援事業については、同補助金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

補助金の額の確定額 金 円

年 月 日

穴 水 町 長 様

住 所
氏 名

穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金請求書

年 月 日付け、 第 号により補助金の額の確定通知のあった穴水町ドローン操縦者育成支援事業補助金として、下記の金額を交付されるよう同補助金交付要綱第 9 条の規定により請求します。

記

1 請 求 額 円

2 振 込 先

金融機関名		口座種別	普通・当座
支店名		口座番号	
フリガナ			
口座名義			